

群馬県立女子大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号。以下「大学院学則」という。）第39条に規定する研究生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 研究生として志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(研究開始時期)

第3条 研究生の研究開始時期は、学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。ただし、本学大学院を修了し、引き続き研究生を志願する者については、第1号及び第2号の書類のみで足りるものとする。

- (1) 研究願（別記様式1）
- (2) 研究計画書（書式は各専攻による。）
- (3) 履歴書（別記様式2）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

2 研究生の出願期間は、別に定める。

(研究許可)

第5条 研究生の許可は、研究科委員会の意見を聴いた上で学長が行う。

(授業料)

第6条 研究を許可された者は、所定の期日までに授業料を納めなければならない。

(研究期間)

第7条 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いた上でその期間の延長を許可することができる。

2 研究の期間の延長を希望する者は、研究期間延長願（別記様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認める場合は、当該研究に関連する授業を聴講することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を指導教員及び研究科委員会を経て、学長に提出しなければならない。

(許可の取消)

第11条 学長は、研究生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により、研究を続ける見込みがなくなったときは、研究の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学生に関する諸規程は、研究生について準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院研究生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。